千葉県A地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

千葉県A地区においては、令和2年2月1日から新運賃を実施しており、今般、一般社団法人千葉県タクシー協会において、タクシー運転者の労働条件の改善状況が公表されたところですが、同協会に加入していない事業者はこの公表に含まれていないことから、同協会に加入していない事業者の状況について、次のとおり公表します。

- 1. 運賃を改定した事業者数 4社
 - (注)集計事業者は、勤務シフトが大幅に変更した事業者2社を除く2社である。
- 2. 平均増収率 ▲ 2 2. 4 4 %
 - (注) 平均増収率は、次の算式により算出したもの。

3. 一般運転者の一人当たり平均賃金上昇率 ▲ 2 1. 6 9 %

改定前の平均給与月額	改定後の平均給与月額		
(平成 31 年 3 月から令和元年 8 月)	(令和4年3月から令和4年8月)		
265,825円	208, 180円		

- (注) 一般運転者とは、定時制乗務員等一般運転者以外の運転者を除く運転者をいう。
- 4. 改定による賃金改善率の分布(2社、一般運転者平均)

賃金が低下した事業者 2社

-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10%未満	計
_	_	2社	2社

(注) 賃金改善率は、次の算式により算出したもの。

平成31年3月から令和元年8月の運転者一人当たり平均給与月額

5. 一般運転者の営業収入に占める賃金支給率の分布

(1) 営業収入に占める賃金支給率が上昇した事業者 1社

105%	104%以上	103%以上	102%以上	101%以上	100%以上	=1
以上	105%未満	104%未満	103%未満	102%未満	101%未満	計
1社	_	_	_	-	-	1社

(2) 営業収入に占める賃金支給率が低下した事業者 1社

99%以上	98%以上	97%以上	96%以上	95%以上	95%未満	=L
100%未満	99%未満	98%未満	97%未満	96%未満	90%木冲	計
_	1 社	_	_	_	_	1 社

(注) 賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出したもの。

令和 4 年 3 月から令和 4 年 8 月の平成 31 年 3 月から令和元年 8 月の賃金支給総額・賃金支給総額同時期の営業収入同時期の営業収入

6. その他

(1) 労働者負担を採用していない事業者数 2社

(2) 手当類の創設・拡充した事業者数 0社

(3) 労働時間を短縮した事業者数 2社

以上

<問い合わせ先>

千葉運輸支局輸送担当

担当者 平田、小宮

連絡先 043-242-7336 (内線2)

<配布先>

関東運輸局記者会(ハイタク等専門紙)